

町配分義援金の金額が決まりました

熊本地震の義援金につきましては、国内外の多くの皆さまから温かいご支援をいただき、心よりお礼申し上げます。益城町へお寄せいただいた義援金を右表のとおり配分させていただきます。

配分対象

熊本地震により益城町で被災された方および被害を受けた住家に居住していた世帯が対象です。

申請方法

○人的被害および半壊以上の世帯

すでに「生活再建支援金」または「県配分義援金」の申請がお済みの方は、指定の口座へ振り込みますので、申請の必要はありません。

※「生活再建支援金」または「県配分義援金」の申請受付は引き続き福祉課で行っています。

○一部損壊の世帯

り災証明書を取得されている世帯主宛てに、義援金申請書を郵送しますので、必要な書類を添えて、同封の返信用封筒にて返信してください。申請書の郵送は、平成 29 年 1 月以降を予定しています。

※申請書が届く前に、窓口での受け付けはできません。

※「県配分義援金」も一定条件を満たす場合は配分対象になります。詳細が決まり次第ホームページ、広報などでお知らせします。

●義援金の申請には、り災証明書が必要です。

取得されていない方は取得手続きをお願いします。

配分金額

対象となる世帯		配分金額	配分対象
人的被害	死亡された方がいる世帯	1 人当たり 10 万円	直接死または関連死の認定を受けた方
	重傷を負われた方がいる世帯	1 人当たり 5 万円	地震に直接起因し 30 日以上の治療を要した方
住家被害	住家が「全壊」した世帯	1 世帯当たり 10 万円	り災証明(居住家屋)が「全壊」
	住家が「大規模半壊」した世帯	1 世帯当たり 5 万円	り災証明(居住家屋)が「大規模半壊」
	住家が「半壊」した世帯	1 世帯当たり 5 万円	り災証明(居住家屋)が「半壊」
	住家が「一部損壊」した世帯	1 世帯当たり 5 万円	り災証明(居住家屋)が「一部損壊」

☎福祉課生活再建支援係 ☎ 289-1400

学校給食センター建設検討委員会から

緊急提言書が提出されました

11 月 2 日、町長室で町学校給食センター建設検討委員会(稲田忠則会長)から「益城町学校給食センター建設(再整備)計画」に関する緊急提言書が西村町長に提出されました。

提言書は、町議会議員、町 P T A 代表、学校職員、学識経験者の 14 人で構成される同委員会が、今年 3 月から 4 回の委員会を開催し取りまとめたものです。4 月の熊本地震で被災した学校給食センターの早急な移転整備の必要性と併せて、安全な学校給食の提供、衛生管理面の更なる強化、アレル

ギー食へのきめ細やかな対応、そして食育の拠点としての機能と災害時の支援機能を備えた施設整備について提言されています。

提言書を受け取った西村町長は「できるだけ早く整備が完了するよう全力で取り組んでいきたい」と述べました。



緊急提言書を提出する稲田委員長